

平成27年度採用 豊岡市職員募集

～豊岡市を創る 豊かな発想力、意欲と行動力に満ちた
あなたの応募をお待ちしています～

《申込み・問合せ》職員課 ☎23-1326

職 種		採用予定人員	受 験 資 格
一 般 事務職	I	10人程度	昭和63年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校以上の学校を卒業した人もしくは平成27年3月末までに卒業見込みの人または高等学校卒業程度認定試験に合格した人
	II	10人程度	昭和56年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれ、学校教育法に基づく高等学校以上の学校を卒業した人または高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した人
	文化財 専門員	1人程度	昭和54年4月2日以降に生まれ、学芸員の資格を有し、学校教育法に基づく大学以上の学校において歴史学等の専門課程を修めて卒業した人で、かつ、文化財関連施設での経験を有する人
土木技術職		4人程度	昭和59年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校以上の学校において、この職に必要な専門課程を修めて卒業した人または平成27年3月末までに卒業見込みの人
保 健 師		1人程度	昭和54年4月2日以降に生まれ、保健師の免許を有する人または平成27年3月末までに同免許を取得見込みの人
保 育 士 幼稚園教諭		1人程度	昭和54年4月2日以降に生まれ、保育士資格および幼稚園教諭免許(1種または2種)をあわせて有する人または平成27年3月末までに同資格および同免許を取得見込みの人
消 防 職		3人程度	平成元年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校以上の学校を卒業した人もしくは平成27年3月末までに卒業見込みの人または高等学校卒業程度認定試験に合格した人で、次の要件を全て満たす人 ①視力が両眼とも1.0以上(矯正視力を含む)であること ②色覚、聴力、言語、運動機能その他身体の機能に消防職としての職務遂行上支障がないこと

◆受付期間 8月6日(水)～18日(月)必着
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

◆第1次試験

- ・日程 9月21日(日)
- ・場所 じばさん但馬(大磯町)
〔消防職の体力検査は市民体育館(立野町)〕
- ・内容 教養試験(または社会人基礎試験)、作文試験、適性検査、専門試験(土木技術職、保健師、保育士・幼稚園教諭のみ)、体力検査(消防職のみ)

◆第2次試験

- ・日程 11月中旬～下旬

- ・場所 第1次試験合格者に直接通知
 - ・内容 面接試験、身体検査(指定の検査書提出による)、実技試験(保育士・幼稚園教諭のみ)
- ◆申込方法 募集案内・申込書を職員課または各支所総務係で受け取り、受験職種に必要な書類を添えて提出してください(受付は職員課のみ)。

※募集案内の郵送を希望の方は、宛先を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号、A4サイズの資料が入るもの)を同封の上、希望職種を明記して職員課へ請求してください。

◆採用予定日 平成27年4月1日

……「職員採用説明会」を開催します！……

豊岡のまちづくりと、求める職員像について、市長が直接お話しします。

先輩職員が、仕事内容や体験談などを募集職種別にお話するブースを開設します。

◇日時 8月12日(火)午後1時30分から(2時間程度) ◇場所 豊岡市役所2階 大会議室

◇定員 150人(先着順)

◇申込み 職員課 ☎23-1326 Mail: shokuin@city.toyooka.lg.jp

※参加には事前申込み(先着順)が必要です。電話・メールなどで氏名と希望職種をお知らせください。

児童扶養手当・重度心身障害者(児)介護手当の現況届と 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・ 経過的福祉手当の所得状況届を提出してください

標記の手当を受給している

方(所得制限により支給停止の方を含む)は、それぞれ現況届・所得状況届を提出してください。該当者には提出期間までに必要書類を送付します。



この届けにより、8月分以降の受給資格を確認します。提出がないと8月分以降の手当は支給されません。

なお、所得が限度額を超えるため、手当の支給停止が予想される場合も届け出は必要です。

▽提出期間

・児童扶養手当と特別児童扶養手当…8月11日(月)～22日(金)

・右記以外…8月11日(月)～29日(金)

▽提出先 社会福祉課(ウェルストーク豊岡の隣)または各支所市民福祉係

【児童扶養手当・特別児童

扶養手当の支給対象者

◆児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を共にできない18歳未満の児童(20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を含む)を養育している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方(所得制限あり)

◆特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障害のある児童を養育している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方(所得制限あり)

【障害児福祉手当・特別障害者手当・重度心身障害者(児)介護手当の支給対象者】

◆障害児福祉手当

日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方

◆特別障害者手当

日常生活で常時特別の介護が必要な

最重度の障害者で20歳以上の在宅の方

◆重度心身障害者(児)介護手当

65歳未満の重度障害者を在宅で介護しており、介護保険サービス、障害者総合支援法によるサービスを利用していない市民税非課税世帯の方

※施設に入所または長期入院



(児童は除く)している方は対象外

※支給対象となるには障害の程度、所得制限等の条件があります。詳細は問い合わせてください。

▽問合せ

・児童扶養手当…社会福祉課生活援護係 ☎24-7031

・右記以外…社会福祉課障害福祉係 ☎21-7033

償却資産の申告

清んだんなるか?



固定資産税は、土地や家屋だけではなく、償却資産(事業用の資産)も課税の対象となります。

申告書を提出していない方、修正申告が必要な方は早急に申告書を提出してください。

Q 償却資産とは何ですか?

A 会社や個人の方が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの固定資産のことをいいます。土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

Q 償却資産の申告は必要ですか?

A 償却資産を所有している方には、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を資産が所在する市町村に申告する義務があります。申告は資産の多少にかかわらず必要です。

Q 対象となる償却資産は何ですか?

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上されたものは全て償却資産の申告対象となります。

飲食店 厨房設備など	工場 製造設備など	ホテル・旅館 客室備品など
小売店 陳列ケースなど	農業・漁業 農機具など	建設業 パワーショベルなど
理容・美容業 椅子・洗面台など	医院 ベッド・手術台など	ガソリンスタンド 洗車機など

※申告書・明細書は税務課資産税係および各支所市民福祉係に備えています。

※償却資産の申告は、申告書の記載方法、PDF形式による申告書および明細書は、市ホームページからダウンロードできます。

《申告書提出・問合せ》

課資産税係 ☎21-9046 または各支所市民福祉係